

〒108-0073  
東京都港区三田一丁目7番1号-1608

首都圏青年ユニオン連合会

代表者 代表者



P0112001190029400

事件番号 令和元年(ワ)第4755号  
投稿記事等削除請求事件  
原告 グランティア株式会社  
被告 首都圏青年ユニオン連合会

### 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

令和元年11月29日

被告 首都圏青年ユニオン連合会  
代表者 代表者

〒231-8502

横浜市中区日本大通9

横浜地方裁判所第7民事部合議C係

裁判所書記官 近藤 暁美

電話 045-345-4227

FAX 045-201-8556



原告から訴状が提出されました。  
当裁判所に出頭する期日下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。  
なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

#### 記

期	日	令和2年1月21日(火)午後1時10分
出頭場所		口頭弁論期日
答弁書提出期限		第502号法廷(5階)
		令和2年1月14日(火)

出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。

## 注 意 書

- この事件について提出する答弁書その他の書面には、必ず、事件番号、事件名、当事者名、あなたの住所、郵便番号、電話番号（ファクシミリの番号を含む。）を書き、それぞれ2通ずつ作成し、記名押印の上、その1通を裁判所に提出し、1通を直接原告（弁護士が選任されている場合にはその弁護士）あてに送ってください。
  - 答弁書を書くにあたっては、上記1のほか、次の点に注意してください。

なお、答弁書を提出せず、期日にも出頭しない場合は、訴状等に書かれていることを認めたと取り扱われ、欠席のまま裁判されることがあります。

    - ① 答弁書には、「送達場所」と表示して、送達先（例えば、住所地、勤務先、等の郵便物の配達先のうち1つ）を書いてください。今後、書類等は、その送達場所に宛てて、発送します。
    - ② 届出をした送達場所を変更する場合には、その旨を必ず書面で届けてください。
    - ③ 送達場所の届出がない場合には、原則として、その直前に送達された場所以後の送達がなされます。
  - 答弁書には、訴状等の「請求の趣旨」に書いてある請求について、認めるかどうかを書いてください。また、訴状等の「請求の原因」について、項目ごとに認めるか認めないかを書いた上、さらに項目ごとにあなたの主張（言い分）を書いてください。
  - あなたの主張を裏付ける書類が手元にある場合は、その書類のコピーを2通とって、1部を裁判所に、もう1部を相手方（弁護士が選任されている場合にはその弁護士）に提出してください。その他の証拠になる書類や証人などは、あらかじめ調べておいて、証拠の申し出が遅れないようにしてください。
- 3 地方裁判所（支部を含む。）の事件では、弁護士でなければ訴訟の代理はできません。弁護士に委任しないときは、あなた本人が裁判所に出頭してください。弁護士に訴訟を委任する場合には、できるだけ早くその手続をとってください。弁論期日の間際になって委任されると、あなたのためにならないばかりでなく、他の訴訟関係者にも迷惑をかけることとなります。（弁護士の紹介など）
- 弁護士に相談や依頼をされたい方は、お近くの弁護士会にご相談ください。  
なお、神奈川県には神奈川県弁護士会があり、法律相談センターを設けています。  
法律相談センター本部：045-211-7700 月～金 10:00～12:00,13:00～16:00  
相談料が必要です。詳細はセンターへ
- その他弁護士会の紹介や法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供を行う公的な機関として日本司法支援センター（法テラス）があり、神奈川県には法テラス神奈川、法テラス川崎、法テラス小田原があります。  
法テラス神奈川：050-3383-5360、法テラス川崎：050-3383-5366、法テラス小田原：050-3383-5370 いずれも月～金 9:00～17:00 情報提供料無料  
コールセンター：0570-078374、IP・PHS：03-6745-5600 平日 9:00～21:00、土曜 9:00～17:00 情報提供料無料
- 病気、その他やむを得ない事情で期日に出席できないときは、期日前に、期日変更申請書にその理由をくわしく書き、医師の診断書その他の証明書を添えて裁判所に提出してください。ただ単に商用とか社用というようなことでは、期日の変更の理由にはなりません。

なお、証明できる文書を提出しても、期日変更が認められるとは限りません。



令和 年 (ワ) 第

号

横浜地方裁判所第7民事部

## 訴訟の進行に関する照会書

※本書面は記録には編てつされず、相手方には開示されません。

当部では、円滑な審理を行うため、訴訟の進行に関して意見を伺っています。貴殿の考えていることを記載し、同封の注意書を参考に作成した答弁書と一緒に、ファクシミリ送信(045-201-8556)又は郵送(横浜市中区日本大通り9 横浜地方裁判所第7民事部宛て)してください。弁護士に依頼予定の方は、この書面を弁護士に渡して記載してもらってください。

なお、本書面は答弁書の代わりになるものではありません。本書面のみ提出しても答弁書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

1 弁護士を代理人として依頼する予定がありますか。

ある(弁護士氏名 ) ない

2 (1)本件訴訟が提起される前に、原告側と話し合いをしたことがありますか。

ある ない

(2)交渉した際にトラブル等ありましたか。

ない あった( 暴言 暴行(具体的に: ) )

(3)事実に関する争いはありますか。

ある ない

3 早期の段階で、原告と和解による解決を希望しますか。

希望する 希望しない 現段階ではどちらとも言えない

4 本件訴訟と関連する事件がありますか。

ある(裁判所名 事件番号 ) ない

5 第1回口頭弁論期日に出席しますか。

出席する

欠席する(理由 )

※あなたが答弁書を提出せず、期日に出頭しない場合、原告の請求どおりの判決が出る場合があります。

6 裁判所に配慮してもらいたいことはありますか(警備の要否・障害者配慮等)。

7 訴訟の進行に関する希望、その他、自由に記載して下さい。

令和 年 月 日

回答者氏名

【TEL

/FAX

】

副  
本

収 入  
印 紙

訴 状

令和元年11月21日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 辻 居 弘 平  
同 加 藤 尚 敬



〒220-0073

横浜市西区岡野一丁目9番13号

原 告 グランティア株式会社  
代表者代表取締役 佐 瀬 隼 平

〒231-0006

横浜市中区南仲通4-46-1

ラパンビルⅡ2階

みなとみらい総合法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士 辻 居 弘 平  
同 加 藤 尚 敬

電 話 045-228-9152

FAX 045-228-9153

〒108-0073

東京都港区三田一丁目7番1号

被 告 首都圏青年ユニオン連合会  
代 表 者 

## 投稿記事等削除請求事件

訴訟物の価額 金 380万0000円

貼用印紙額 金 2万4000円

## 記

### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除せよ。
  - 2 被告は、原告に対して220万円及びこれに対する令和元年5月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

### 第2 請求の原因

#### 1 当事者

##### (1) 原告

原告は、平成28年11月16日に設立した主としてエステサロンを経営する会社である（以下、「原告会社」という。甲1）。

原告会社は、頭蓋骨小顔矯正で有名なグレースフィオーレ（甲2）のフランチャイズ加盟店であり、グレースフィオーレ横浜店の従業員は、原告会社が雇用する形態となっている。

##### (2) 被告

被告は、原告会社を平成30年5月28日頃退職した元従業員である[REDACTED]（以下、「[REDACTED]」という。）が、平成30年7月31日頃加入したとされる労働組合である（甲3）。そして、被告は、「首都圏Free Free Union Association」というサイト（以下、「本件サイト」という。）を管理運営しており（甲4）、本件サイトに、令和元年5月6日頃、別

紙投稿記事目録記載のブログ記事（以下、「本件記事」という。）が投稿された（甲5）。

本件記事は、誰でもこれを読覧することが可能であり、電気通信により送信され、本件記事にアクセスする不特定多数の者によって受信されることになるものである。本件記事に書き込まれた情報は、被告しか削除し得ない仕組みとなっている。

## 2 原告会社の権利を侵害する情報の流通

### (1) 本件記事の存在

本件記事の内容は、別紙投稿記事目録記載のとおりであり（甲5）、この内容が被告によって投稿され、インターネットを通じて不特定多数人に広く公開されている。

### (2) 権利侵害

本件記事の投稿は、以下に述べるとおり、虚偽の事実を記載した上で、原告の名誉権を侵害するものである。以下、詳述する。

#### ア 本件記事投稿までの経緯

本件記事の投稿は、主として[ ]の退職に伴う原告会社の対応に関するものである。そのため、以下、前提としての[ ]の退職に関して説明する。

[ ]は、平成30年4月頃からグレースフィオーレ横浜店に勤務していたが、2ヶ月も経過していない平成30年5月28日、突然無断欠勤をし、そのまま原告会社を退職するに至った。もっとも、[ ]の退職理由は、[ ]と別れることになり、居住先を失ったという点によるものである。下記は、[ ]と原告会社関係者とのやりとりである。

#### 記

(グレースフィオーレ横浜店の店長とのラインのやりとり)

店長：「[ ]どうしたかな？大丈夫」



■：「ご迷惑とご心配おかけして申し訳ありませんでした。■と別れて家を追い出されて携帯充電ないままでした。本当に申し訳ないです。」

(友人とのラインのやりとり)

友人：「(■と別れたということは) ■に帰っちゃうのかな？」

■：「そうなりそうです。ほんとにすみませんでした。」

(原告会社代表者とのラインのやりとり)

■：「夜分遅くにすみません。■です。この度は本当にご迷惑とご心配おかけして申し訳ありませんでした。」

原告会社代表者「店長から少し報告受けました。事件や事故に巻き込まれた訳でなく安心しました。アルバイト、正社員関係なく、連絡するのが最低限です。それで今後どう考えてますか。」

■：「スタッフさんやお客様、オーナーさんにまでご迷惑おかけして本当にすみませんでした。店長とお話させて頂いて横浜にいる事が出来なくなった為、辞めさせて頂きたいと申しました。本当に申し訳ございませんでした。」

このように、■が、原告会社を退職するに至った理由は、上記のように■と別れてしまい、■に帰らざるを得なくなったという点にあることが明らかであった。

#### イ 被告の主張

しかしながら、被告は、■が退職した理由が、概要、原告会社において入社時に要求している1年以内に退職した際に講習費用を支払ってもらう旨の同意書がハラスメント規定であり、このハラスメント規定が存在することによって■は退社を制限され、精神的・肉体的にも限界まで追い込まれ、出社することが不可能な状態に至り退職する必要が生じたため退職したなどという説明をし、平成30年10月12日、東京都労働委員会にも申立てを行った(甲6)。

被告は、労働委員会においても上記内容の主張を繰り返しているが、実際の上記事実関係とは明らかにかけ離れている主張であり、原告が証拠を踏まえて被告側に反論を行ってきたにもかかわらず、被告は、労働委員会で審理の最中に、被告側の一方的な言い分がまるで真実であるかのような本件記事を投稿したものである。

以下、さらに本件記事の各内容に応じて主張する。

#### ウ 講習費用の請求

まず、本件記事の中には「…グランティア株式会社の契約書には『従業員が入社後1年以内に退社する場合、その講習費用として金30万円を支払わなければならない』とあり、その講習費用を執拗に請求されている…」との記載がある。

しかしながら、原告会社が、                    に対して講習費用を執拗に請求したという事実は一切存在しない。

そもそも講習費用は、「頭蓋骨小顔矯正施術」という特別な技能を教わるための費用であり、同技術の流出を防止するために、1年間の就労すらせずに退職した従業員についてのみ返還を求めているものである。

今回問題となった                    についても、約2ヶ月も勤務をしておらず、1年間の就労すらしていなかった、同対象者に該当するものとして、その講習費用の返還を求めたものであり、同返還を求めること自体合理性を有するものである。その上、                    は、                    と別れ居住先を失ったために突然原告会社を退社し、                    に戻ってしまったのであるから、原告会社から執拗に講習費用の返還を求める機会はそもそもなく、執拗に返還を求めた事実など存在しない。

また、被告は、「…講習費用と給与額がほぼ同額という状態であった。つまり・・・実質的にただ働きとなるような極めて悪質なスキームを組んでいた」などという記事の投稿もしているが、これは、                    が、勤務を開始して



から2ヶ月も経過せず突然退職したからにはほかならず、原告会社として悪質なスキームを組んでいるなどという事実は一切存在しない。

#### エ 退職の経緯

次に、本件記事の中には「…二つ目は、「入社当初より肉体的負担が大きく、業務に従事する度に親指に痛みを伴うため、退社を希望していたが、前述のいわば前借金させるような規定があったため、やむを得ず勤務し続けていたところ、精神的・肉体的に限界に達し、会社に出勤できない状態に陥ってしまった。客観的にみて安全配慮義務違反が明確であるにも関わらず、出勤できなくなった日以降の人員補填費用を請求されている」との記載がある。

しかしながら、先にも述べたとおり、今回問題となった[ ]が退職した理由は、[ ]と別れ居住先を失ったからに他ならない。また、原告会社における業務はエステであり、肉体的負担が大きいということはそもそもなく、残業もほぼない状態であった。少なくとも研修期間において、エステ業務がどういうものであるかは理解できたはずであり、その段階で難しいと感じるのであれば、同段階で辞退することもできたはずである。なお、人間関係についても良好で、[ ]から事前に退職する旨の希望が出ているという話も一切なかった。

にもかかわらず、本件記事には、あたかも原告会社に安全配慮義務違反があったかのような投稿がされており、実際の事実関係と全く異なる虚偽の記事が投稿されている。

#### オ 団体交渉に至るまでの経過

さらに、本件記事の中には、「…上記内容を記載した通知書を、当組合より、グランティア株式会社及び勤務先であるグレースフィオーレ横浜店宛に毎月複数回送付した。その結果、一度目は受け取られることなく、返送され、二、三度目の通知書に至っては、会社側が受領したことは判明したものの、組合に対し何ら返答をしないまま放置され続けた。このようにグランティア株式会社が

全く団体交渉に応じなかったため、労働委員会に不当労働行為としての救済申立てをし、現在も争っている。」との記載がある。

しかしながら、この点も労働委員会において主張をしているが、実際に、原告会社が被告から送付されてきた通知書の内容を確認したのは、平成30年10月2日頃のことであり、その後においては、原告会社は、即時に原告訴訟代理人に依頼をし、対応をしているという事実がある。にもかかわらず、本件記事においては、原告会社が、被告から送付されてきた通知書を放置し続けていたかのような虚偽の事実が投稿されている。

また、団体交渉に関しては、上記労働委員会が始まった後においても、原告会社は何度も応じる旨の連絡をし、誠意をもって応じていたにもかかわらず、何故か被告側がこれに応じないという態度を貫いてきたのであり、団体交渉を拒んできたのは、被告側である。にもかかわらず、本件記事においては、「グラティア株式会社が全く団体交渉に応じなかったため、労働委員会に不当労働行為としての救済申立てをし、現在も争っている。」などとして、今なお原告会社側が団体交渉を拒み続けているかのような虚偽の事実が投稿されている。

なお、労働委員会においては、XXXXXXXXXXは、一度も顔を出していない。

#### カ 小括

このように被告会社の投稿した本件記事は、原告会社の実態とかけ離れた虚偽の事実を投稿することで、あたかも原告会社が悪徳会社であるかのように印象操作を行うものであり、その社会的地位を下げるものであることから、原告会社の名誉権を侵害するものである。

なお、本件記事は、殊更に原告会社を攻撃するものとして、公益性を有するものとはいえず、また、真実性が不存在であることも先に述べたとおりであることから、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことは明らかである。

### 3 被告の削除義務



本件記事の内容は、先に述べたとおり、原告会社の名誉権を侵害するものであるが、前述のとおり、本件投稿の削除は、被告にしかできない仕組みとなっている。したがって、被告は、原告会社に対して本件投稿を削除すべき条理上の作為義務を負うものである。

#### 4 損害

本件記事の投稿によって、原告会社は、以下の損害を被っている。

##### (1) 慰謝料 200万円

本件記事は、原告会社が極めて悪質な会社であることのイメージを作り上げているものであり、通常一般人の注意と読み方を基準にすれば、従業員にただ働きを強いるような会社、従業員が自由に退社することができない会社及び団体交渉にも一切応じてこないような会社であると認識してしまうのが通常である。そうであるとするれば、顧客からすれば原告会社において施術を受けようとは思わず、また、入社希望者からすれば入社しようとは思わないのが通常であるといえ、いずれにせよ被告による本件記事の投稿は、原告会社の社会的評価を著しく低下させるものであることは明らかである。

そして、インターネットにおける名誉毀損表現は、短時間で広範囲に伝わり、かつ、消去をすることができないことから被害者である原告会社は、致命的なダメージを受け続けている状態である。これは、法人でも異ならないものである。そうであるとするれば、本件記事の投稿においては、既に投稿から6ヶ月が経過していること及び原告会社の削除の求めにも一切応じようとしてこない被告の態度をも考慮すれば（甲7の1～甲7の2）、原告会社の被った多大な精神的苦痛の金銭的評価は少なくとも200万円は下らないものである。

##### (2) 弁護士費用 20万円

インターネット上で名誉毀損を受けた者が、不法行為者に対して損害賠償請求を行うため、弁護士に訴訟の提起等を依頼するのは通常であることから、原告会社がこれに要した弁護士費用20万円についても本件投稿と相当因果関係



のある損害といえる。

(3) 小括

以上から、原告会社は、被告による本件記事投稿による名誉権侵害行為に基づき合計220万円の損害を被っている。

5 結論

よって、原告会社は、被告に対して、名誉権侵害に基づき、

(1) 本件記事の削除、

(2) 金220万円及びこれに対する令和元年5月6日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い、

をそれぞれ求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

附 属 書 類

1 訴状副本	1通
2 証拠説明書	1通
3 甲号証	各1通
4 履歴事項全部証明書	2通
5 訴訟委任状	1通

## 投稿記事目録

閲覧用URL	<a href="https://free-union.global/news/%e7%9f%ad%e6%9c%9f%e9%96%93%e3%81%a7%e9%80%80%e7%a4%be%e3%81%ab%e8%bf%bd%e3%81%84%e8%be%bc%e3%81%bf%ef%bc%81%e3%81%9f%e3%81%a0%e5%83%8d%e3%81%8d%e3%81%95%e3%81%9b%e3%82%8b%e6%96%b9%e9%87%9d%e3%81%8b/">https://free-union.global/news/%e7%9f%ad%e6%9c%9f%e9%96%93%e3%81%a7%e9%80%80%e7%a4%be%e3%81%ab%e8%bf%bd%e3%81%84%e8%be%bc%e3%81%bf%ef%bc%81%e3%81%9f%e3%81%a0%e5%83%8d%e3%81%8d%e3%81%95%e3%81%9b%e3%82%8b%e6%96%b9%e9%87%9d%e3%81%8b/</a>
投稿タイトル	短期間で退社に追い込み！ただ働きさせる方針か？（グレースフィオーレ横浜店）
投稿日時	2019年5月6日
投稿内容	<p>頭蓋骨小顔矯正サロン業を営むグレースフィオーレ横浜店（運営会社：グランティア株式会社）に勤務していた元従業員が当組合に加入した。元従業員が要求したい内容は主に二つであった。</p> <p>一つ目は、グランティア株式会社の契約書には『従業員が入社後1年以内に退社する場合、その講習費用として金30万円を支払わなければならない』とあり、その講習費用を執拗に請求されているため、この請求を止めたいという内容であった。</p> <p>二つ目は、「入社当初より肉体的負担が大きく、業務に従事する度に親指に痛みを伴うため、退社を希望していたが、前述のいわば前借金させるような規定があったため、やむを得ず勤務し続けていたところ、精神</p>

的・肉体的に限界に達し、会社に出勤できない状態に陥ってしまった。客観的にみて安全配慮義務違反が明確であるにも関わらず、出勤できなくなった日以降の人員補填費用を請求されている」という内容であった。上記を踏まえ、元従業員から「講習費用を支払う法的根拠があるか、また、グランティア株式会社に対して労働関係法令上の請求権を行使したい」との依頼があった。そこで、当組合がさらに元従業員から詳細を伺うと、グランティア株式会社の講習内容は、業務時間中に、社長等上司にあたる者よりサロン業務に必要な不可欠な内容を教わったのみであり、元従業員は、入社から約2か月で精神的・肉体的に限界に達し退社を余儀なくされたということだった。そして、グランティア株式会社から請求されている金額は元従業員の給与額とほぼ同額という状態であった。つまり、仮に元従業員がグランティア株式会社から請求されていた講習費用を支払うと2か月間の勤務は実質的にただ働きとなるような極めて悪質なスキームであった。

早速、当組合よりグランティア株式会社に対し、講習費用については、業務に必要な不可欠な講習であるため、その費用は使用者負担であること、さらに、労働基準法第16条においても損害賠償の予定の定めをすることを禁止していることから組合員に支払い義務がないことは明確であることを通知した。

また、人員補填費用について、元従業員は、グランティア株式会社の損害賠償の規定があったため、自由に退社することができず、耐え抜いて勤務を続けた結果、精神的・肉体的に崩壊し、退社に至った経緯があり、使用者としての責任あるいは法的義務が生じるのはグランティア株式会社であることも通知した。その上で、損害賠償額の予定により元従業員が精神的苦痛等により退社したことに伴う再就職までの賃金相当額及び



慰謝料等の支払を要求した。

上記内容を記載した通知書を、当組合より、グランティア株式会社及び勤務先であるグレースフィオーレ横浜店宛に毎月複数回送付した。その結果、一度目は受け取られることなく、返送され、二、三度目の通知書に至っては、会社側が受領したことは判明したものの、組合に対し何ら返答をしないまま放置され続けた。

このようにグランティア株式会社が全く団体交渉に応じなかったため、労働委員会に不当労働行為としての救済申立てをし、現在も争っている。グランティア株式会社を短期間で退社した皆さん。もしくは、エステ業などで勤務し、業務に必要な講習であるにも関わらず、その講習費用を請求されたことがある皆さん。もり過去に、会社の言われるがままに、講習費用を支払ったことがありましたら、一緒に取り返す活動をしていきましょう。「声を上げる労働者を支援する労働組合を潰す行為」を一丸となって止めていきましょう。

首都圏青年ユニオン連合会

投稿記事等削除請求事件  
 原告 グランティア株式会社  
 被告 首都圏青年ユニオン連合会

証拠説明書(甲号証) (1)

令和1年11月21日

横浜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士  
 同

辻 居 弘 平  
 加 藤 尚 敬



番号	標 目			立証趣旨	原本の有無	
	枝番	標題	作成日付			作成者
1		履歴事項全部証明書	R1. 11. 1	横浜地方法務局 登記官 石原万有里	原告会社の特定等	有
2		ホームページ	不明	グレースフィオーレ	グレースフィオーレの情報等	無
3		履歴事項全部証明書	R1. 11. 1	横浜地方法務局 登記官 石原万有里	被告の特定等	有
4		ホームページ	不明	被告	本件サイトの内容等	無
5		ホームページ	R1. 5. 6	被告	本件投稿の内容等	無
6		労働委員会記録一式	H30. 10. 10 ~R1. 8. 7	原告会社・被告	被告が申立をした東京都労働委員会(平成30年(不)第76号事件)における原告会社と被告とのやりとり等。	無
7	1	通知書	R1. 10. 9	原告訴訟代理人	原告会社が、被告に対して本件記事の投稿に関して、警告をしたこと等	有
	2	配達証明書	R1. 10. 10	日本郵便株式会社 高輪郵便局	7の1通知書がR1. 10. 10に被告に到達したこと	有

履歴事項全部証明書

神奈川県横浜市西区岡野一丁目9番13号  
グランティア株式会社

会社法人等番号	0200-01-118772
商号	グランティア株式会社
本店	神奈川県横浜市西区岡野一丁目9番13号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成28年11月16日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エステティックサロン、リラクゼーションサロン、リフレクソロジーサロン、ビューティーサロン、アロマテラピーサロン、マッサージサロン及び整骨院の経営</li> <li>2. 美容、リラクゼーションに関するコンサルタント業務</li> <li>3. 美容、健康に関する情報の提供</li> <li>4. 健康器具、美容器具、医薬部外品、化粧品、日用品雑貨、サロン備品の卸売及び販売</li> <li>5. 美容、健康、ライフスタイル等に関するセミナー企画、開催及び運営</li> <li>6. エステティシヤンの養成及び派遣</li> <li>7. インターネットを利用した通信販売業</li> <li>8. カフェ、レストラン、居酒屋等の飲食店経営</li> <li>9. 住宅及び店舗の内装及び外装の企画、設計及び施行並びにそれらの仲介</li> <li>10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</li> </ol>
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 佐瀬 隼 平  東京都台東区元浅草三丁目13番11-501 号ウィルローズ元浅草 代表取締役 佐瀬 隼 平



東京都中央区新富町1-10-10 小顔矯正サロン グレースフィア



医師がすすめる安心の  
頭蓋骨小顔矯正サロン

GRACE FIORE



TOP  
トップ

FIRST  
初めての方へ

ABOUT  
頭蓋骨矯正とは

MENU  
メニュー料金

RESULT  
小顔矯正紹介

Q&A  
よくある質問

店舗紹介

ご予約

## MESSAGE

サロンのからのメッセージ



30,000人が実感した『今までの小顔矯正とは全く違う』



世界初！組合費無料のユニオンで  
無駄な労働争議を無くします！

右側がフリーユニオン



短期間で退社に追い込み！ただ働きさせる方針か？ (グローバルユニオン)

# 短期間で退社に追い込み！ただ働きさせる方針か？ (グローバルユニオン横浜店)

2019.03.06



GRACE FIORE

卒業生小塚純正サロン業を営むグレースフィオーレ横浜店（運営会社：グランティア株式会社）に勤務していた元従業員が当組合に加入した。

元従業員が要求したい内容は主に二つであった。

一つ目は、グランティア株式会社の契約書には『従業員が入社後1年以内に退社する場合、その講習費用として全30万円を支払わなければならない』とあり、その講習費用を執拗に請求されているため、この請求を止めたいという内容であった。

二つ目は、「入社当初より肉体的負担が大きく、業務に従事する度に脱指に痛みを伴うため、退社を希望していたが、前述のいわば前借金のような規定があったため、やむを得ず勤務し続けていたところ、精神的・肉体的に限界に達し、会社に出動できない状態に陥ってしまった。客観的にみて安全配慮義務違反が明確であるにも関わらず、出勤できなくなった日以降の人員補填費用を請求されている」という内容であった。

上記を踏まえ、元従業員から「講習費用を支払おうとする期間があるか、また、グランティア株式会社に対し、労働関係

女性が生産と語らぬ組合で長時間労働・セクハラ2人が労基認定

2019.10.08



下働け社員「退社自決」を認定 残業108時間

2019.10.08



不当解雇の正しい相対的・可処分性を検証

2019.09.28



## カテゴリ

お知らせ

トラブル対応

労働争議

未分類





不当労働行為救済申立書

平成30年10月10日

東京都労働委員会 会長 殿

申立人 東京都港区三田1丁目7-1-1608  
 首都圏青年ユニオン連合会  
 執行委員長 [Redacted]



被申立人の行為は、次のとおり労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるので、審査の上、下記の救済命令を発するよう申し立てます。

第1 当事者の表示

申立人	所在地	〒108-0073 東京都港区三田1丁目7-1-1608
	名称	首都圏青年ユニオン連合会 執行委員長 [Redacted]
被申立人	所在地	〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野一丁目9番13号 ポートガーディアンII 3階
	名称	グランティア株式会社 代表取締役 佐瀬 隼平

第2 請求する救済の内容

- 1, 被申立人であるグランティア株式会社（以下、「会社」という。）は、申立人である首都圏青年ユニオン連合会（以下、「労働組合」という。）が会社に送付した平成30年7月31日付「通知書」、平成30年8月15日付「通知書」及び平成30年9月15日付「団体交渉申入書」に関し、団体交渉請求に対し応じなければならない。
- 2, 会社は次のとおりの謝罪文を申立人に手交、日本経済新聞、産経新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞朝刊に同謝罪文を掲載するとともに、同文を縦1メートル横2メートルの白紙に明瞭に墨書して、会社の本社及び全事業所の従業員が見やすい場所に1か月間掲示しなければならない。

## 通知書

前略 当職はグランティア株式会社（以下、「通知人会社」といいます。）から委任を受け、本書を差し上げる次第です。

首都圏青年ユニオン連合会（以下、「貴団体」といいます。）は、平成30年10月10日、通知人会社に対して、■■■■（以下、■■■■といいます。）の関係で、東京都労働委員会に対して救済の申立てをし、現在、同委員会の判断を待っている状態です（都労委平成30年（不）第76号）。

しかしながら、グローバルユニオンという団体のブログ記事（以下、「本件記事」といいます。）の中で、貴団体名義において、本件事件の内容が事実関係を歪曲させた形で書き込みがなされております。以下、説明します。

## 1 講習費用の請求

まず、本件記事においては、「…グランティア株式会社の契約書には『従業員が入社後1年以内に退社する場合、その講習費用として金30万円を支払わなければならない』とあり、その講習費用を執拗に請求されている…」などということが記載されております。

しかしながら、通知人会社が、■■■■に対して講習費用を執拗に請求したという事実はございません。

そもそも研修費用は、「頭蓋骨小顔矯正施術」という特別な技能を教わるための費用であり、同技術の流出を防止するために、1年間の就労すらせずに退職した従業員についてのみ返還を求めているものです。

今回問題となった■■■■についても、1年間の就労をしていなかったことから、その講習費用の返還を求めたにすぎず、返還を求めること自体には何ら問題はありません。

その上、■■■■は、■■■■と別れ居住先を失ったために突然通知人会社を退社し、■■■■に戻ってしまったのであり、通知人会社から執拗に講習費用の返還を求める機会などありませんでした。また、実質的にただ働きとなるようなスキームを組んでいたなどという事実も一切ございません。

## 2 退職の経緯

次に、本件記事においては、「…二つ目は、「入社当初より肉体的負担が大きく、業務に従事する度に親指に痛みを伴うため、退社を希望していたが、前述のいわば前借金させるような規定があったため、やむを得ず勤務し続けていたところ、精神的・肉体的に限界に達し、会社に出勤できない状態に陥ってしまった。客観的にみて安全配慮義務違反が明確であるにも関わらず、出勤できなくなった日以降の人員補填費用を請求されている」などということが記載されています。

しかしながら、先にも述べたとおり、今回問題となった■■■■が退職した理由は、■■■■と別れ居住先を失ったからに他なりません。

同内容に関しては、上記労働委員会においても主張をさせていただいておりますが、内容としては、以下のとおりです。